

覚 書

益子町（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、フォレスト益子のレストランの利用に関し、フォレスト益子及び益子町天体観測施設の管理、運営及び利用に関する条例、フォレスト益子及び益子町天体観測施設の管理、運営及び利用に関する規則（以下「規則」という。）、フォレスト益子のレストランの利用に関する基本協定書（以下「協定」という。）で定めるほか、次のとおり覚書を締結する。

（宿泊施設利用者の食事の提供）

第1条 乙は、宿泊施設利用者の食事提供の要望については、原則日曜日の朝食のみ対応するものとする。

（費用負担）

第2条 施設の運営における費用負担に関しては、協定第3条及び第30条で定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 光熱水費、消耗品、その他営業及び維持管理に要する費用は乙の負担とする。

（利用申請時添付書類）

第3条 乙は、規則第5条の申請においては次の書類を添付するものとする。

- (1) レストラン業務計画表
- (2) 主要取引業者一覧表
- (3) 主要取引金融機関一覧表
- (4) レストラン業務従事者一覧表
- (5) 世帯員全員の税等の完納証明書（過去2年間）
- (6) 営業許可証の写し

（雑則）

第4条 この覚書に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

以上の取り決めの証として、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

年 月 日

甲 栃木県芳賀郡益子町大字益子2030番地
益子町長

乙 〇〇